

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

平成25年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		21年	22年	23年	24年	25年	
係 属 状 況	前年からの繰越	0	1	0	0	0	
	新規申立	2	0	0	0	0	
	計	2	1	0	0	0	
	申立人	組合					
		個人	1				
		組合・個人	1				
	新規申立	該 当 号	1				
			2				
			3	1			
			4				
			1・2				
			1・3				
			1・4				
			2・3				
2・4							
1・2・3			1				
1・2・4							
終 結 状 況	取下和解	和解以外の取下		1			
		和解	関与				
			無関与				
	計		1				
	移送						
	命令・決定	全部救済					
一部救済							
棄却		1					
却下							
計	1						
終結計	1	1					
次年へ繰越	1	0	0	0	0		

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

区 分 \ 年	21年	22年	23年	24年	25年
100日未満		1			
100～299日	1				
300～499日					
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					